



市章

大津市公報

平成31年3月22日
号外(第7号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

教育委員会規則

- 1 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 2 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則..... 2

教育委員会教育長告示

- 1 平成29年教育委員会教育長告示第1号(教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立幼稚園の園長に委任することについて)の一部改正..... 3

教育委員会規則

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成31年3月22日

大津市教育委員会
教育長 船見 順

大津市教育委員会規則第1号

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則(平成29年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大津市立幼稚園」の次に「(以下「市立園」という。)」を加える。

第3条中「大津市立幼稚園」を「市立園」に、「夏季休業日(」を「休業日(」に、「第3条第2号に規定する夏季休業日」を「第3条第1号から第4号までに掲げる休業日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 一時預かり事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

通常一時預かり事業 利用の対象となる支給認定子どもが通園する市立園で6時間以下の短時間の保育を行う事業

特別一時預かり事業 休業日において利用の対象となる支給認定子どもが通園する市立園(夏季休業日(管理運営規則第3条第2号に掲げる夏季休業日をいう。以下同じ。))にあっては、教育長が別に指定する市立園(以下「指定園」という。))で8時間の保育を行う事業

第4条第1項中「大津市立幼稚園」を「市立園」に改める。

第5条中「一時預かり事業」を「通常一時預かり事業」に、「当該実施園」を「当該事業を実施する市立園」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 特別一時預かり事業を利用することができる者は、市立園に通園する支給認定子どものうち教育長が特に認めたとする。

第6条中「一時預かり事業」を「通常一時預かり事業(休業日に実施するものを除く。)」に、「仰木の里東幼稚園」を「志賀北幼稚園、志賀南幼稚園、坂本幼稚園」に改め、「瀬田幼稚園」の次に「瀬田南幼稚園」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 休業日における通常一時預かり事業及び特別一時預かり事業の利用定員の合計数は、40人(夏季休業日における指定園にあっては、80人)を超えない範囲内で教育長が実施園ごとに定める数とする。ただし、実施園の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第7条中「一時預かり事業を」を「通常一時預かり事業を」に、「一時預かり事業利用申請書(別記様式)」を「所定の様式による通常一時預かり事業利用申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 支給認定子どもに特別一時預かり事業を利用させようとする支給認定保護者は、教育長が別に定める日までに、所定の様式による特別一時預かり事業利用申請書により、当該支給認定子どもが通園する市立園の園長を通じて教育長に申請しなければならない。

第8条中「前条」を「前条第1項」に、「一時預かり事業」を「通常一時預かり事業」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 教育長は、前条第2項の規定による申請があったときは、特別一時預かり事業の利用の可否を決定し、その旨を当該支給認定保護者に通知するものとする。

第9条中「前条」を「前条第1項」に、「一時預かり事業の」を「通常一時預かり事業の」に、「一時預かり事業を」を「当該事業を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定による特別一時預かり事業の利用の決定を受けた者は、当該事業を利用させる必要がなくなったときは、直ちに当該決定に係る支給認定子どもが通園する市立園の園長を通じて教育長に届け出なければならない。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

区分	実施園	実施日	実施時間
通常一時預かり事業	全園	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日(休業日を除く。)	午後2時から午後5時まで
		水曜日(休業日を除く。)	午前11時50分から午後5時まで
		休業日のうち、教育長が実施園ごとに定める日	午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までのいずれかの時間のうちから教育長が各実施園ごとに定める時間
特別一時預かり事業	全園(夏季休業日にあつては、指定園)	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで

備考 この表の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、一時預かり事業を実施しない。

別記様式を削る。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の規定に基づく一時預かり事業の利用の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月22日

大津市教育委員会
教育長 船 見 順

大津市教育委員会規則第2号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則(平成27年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表葛川小・中学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

伊香立小・中学校学校運営協議会	伊香立小学校及び伊香立中学校
小松小学校学校運営協議会	小松小学校

別表真野北小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

仰木の里小学校学校運営協議会	仰木の里小学校
----------------	---------

別表長等小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

平野小学校学校運営協議会	平野小学校
--------------	-------

別表晴嵐小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

田上小学校学校運営協議会

田上小学校

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会教育長告示

大津市教育委員会教育長告示第1号

平成29年教育委員会教育長告示第1号(教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立幼稚園の園長に委任することについて)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から適用する。

平成31年3月22日

大津市教育委員会
教育長 舩 見 順

「一時預かり事業の利用」を「通常一時預かり事業の利用」に改める。